建築コスト管理士 制度の骨格固まる

日本建築積算協会

日本建築積算協会（中野由一会長）は、数量積算に加え、コスト管理の技術を持った人材を認定する「建築コスト管理士」制度の骨格を固めた。実務経験などの受験資格を満たした者に、筆記・論述試験と面接を課し、合格者を建築コスト管理士として認定。経験豊富な者に対する経過措置も設ける。16年度中の創設を予定している。

新資格は、同協会が持つ数量積算の専門資格「建築積算資格者」をベースとし、その上位資格に位置付ける。業務内容は、建築生産過程の川上（企画・構想）から川下（維持・保全）にわたる領域で、データや手法を駆使して各段階ごとにコストの透明性、信頼性、確実性を追及した設計を行い、発注者や設計者に提案、助言するものと想定。

受験資格は、①建築積算資格者の更新登録を1回以上行い、建築実務が10年以上（うち積算、コスト算出での責任ある業務が2年以上）ある者②建築経験15年以上で、建築コスト経験10年以上（うち責任ある業務2年以上）の者－に与える。

試験は、建築積算全般やコストプランニングなどに関する知識・技術を問う筆記と建築コストに関する論述で実施。これを合格した者に面接を行い、資格を認定する仕組みとなる。また、建築積算資格者の更新登録4回以上で、実務経験が20年以上（うち責任ある業務4年以上）あることに加え、同協会の会員歴が10年以上の者については、経過措置講習と面接により資格を認定する。

資格は5年の更新制で、将来的には継続能力開発（CPD）が更新の要件となる見込み。

マンションリフォーム マニュアルを作成 32工種の内容紹介

国交省

国土交通省は、マンションのリフォームに関するマニュアル案をまとめた。管理組合をはじめ、設計事務所、管理会社、建設会社、マンション管理士など、マンションフォームの関係者向けに作った。外壁、屋根防水、排水設備、舗装改修など32の工種について、主な内容や工法、概算コストなどを紹介している。7月ごろまでに最終版を発表する。

全国のマンション戸数は15年度末で約447万戸。国民の約1割が住む。こうした中で老朽化・陳腐化したマンションが増えつつあり、建て替えや改修によるマンション再生が不可欠となっている。

そこで国土交通省は、マンション再生を促すための、建て替えか改修の判断マニュアル、建て替えマニュアル、改修マニュアル3点セットの整備を計画。すでに15年1月に「マンションの建て替えか修繕かを判断するためのマニュアル」と、「マンションの建て替えに向けた合意形成に関するマニュアル」を作り発表した。

今回の「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」案は、3点セット最後のマニュアルとして取り組んでいるもの。

居住環境を改善しながら、マンションを長寿命化するために、改修によるマンション再生の可能性、改修の手法などを、管理組合や設計事務所、施工会社などの関係者向けに示した。

具体的には、マンション改修の重要性や、工事の基本的考え方・進め方などを記した上で、工種別に▽修繕周期▽工事概要▽改良工事の内容・工法▽概算コストーなどをまとめた。

マニュアルで内容・工法などを説明している工種は、▽鉄・アルミ部など塗装▽躯体▽外壁仕上げ▽シーリング▽屋根防水▽床部改修▽ドア▽サッシ▽金物類▽屋外鉄骨階段▽内壁・内装▽エントランス▽浴室防水▽給水設備▽排水設備▽消火設備▽ガス管▽給湯設備▽冷暖房▽換気設備▽電灯幹線・動力設備▽照明器具・配線器具▽情報通信設備▽テレビ共聴設備▽防災設備▽避雷設備▽エレベーター設備▽機械式駐車場▽舗装▽外構工作物▽緑化環境整備▽屋外排水設備－の32工種。

中央ダイジェスト

中央の動向を紹介。問い合わせは本紙編集部へ。

熊本の会社等3者登録 経営状況分析で初の登録機関

国交省

国土交通省は、経営状況分析業務を行う初の登録機関として、12日付けで、マネージメント・データ・リサーチ、平田卓氏（公認会計士）、ワイズ公共データシステムの3者を登録した。今後それぞれが、料金や業務の進め方などを盛り込む経営状況分析規程を定めるとともに、システムの最終的な調整を行った上で、業務をスタートする。業務開始までにはしばらく時間が掛かる見通しだ。今回の3者以外で、現在申請を行っているのは、従前の指定経営状況分析機関だった建設業情報管理センター（8月末まではみなし登録機関）のみ。

経営事項審査の経営状況分析（Y点）については、これまで指定経営状況分析機関が一元的に実施。これを公益法人改革の一環として、今年3月1日から、国土交通大臣の審査を受けて登録された登録経営状況分析機関が行うこととした。

今回は、これまでに申請のあった3者について、登録の要件やシステムの適正性などを審査した結果、すべての要件を満たしていることを確認できたため、12日付けで「登録経営状況分析機関」として登録した。

今後3者は、それぞれの営業時間や料金、事務所の所在地、業務の進め方、疑義があった場合の対処方法などを盛る経営状況分析規程などを定める。

登録された3者は次の通り（①住所②事務所所在地③代表者、敬称略）。

▽マネージメント・データ・リサーチ＝①東京都新宿区②熊本県熊本市③吉永茂

▽平田卓＝①東京都世田谷区②東京都千代田区

▽ワイズ公共データシステム＝①長野市②長野市③藤井正紀

業界だより

雇用安定支援事業決める　全建

全国建設業協会（全建）の労働委員会は、各種助成金活用など、建設雇用の支援策についての情報提供・相を重点的に実施する16年度の「建設労働雇用安定支援業」の実施内容を決めた。今後、各都道府県協会に対て実施通達を行って具体的な取り組みを求めていく。

生労働省が16年度に創設した「建設雇用再生トータルラン」の三本柱の一つである「各種支援策に関する情提供・相談援助のワンストップサービスの提供」を実現するため、厚労省から1億4207万円で受託して進めるもの。

具体的には、①雇用の維持・拡大、教育訓練、無料職業紹介といった各種支援策の情報提供②各種支援策に対する建設企業からの相談受け付け③建設労働者の能力開発に向けた短時間講習・研修④地域の建設事業主団体、関係行政機関との連絡会議の開催⑤雇用情報の収集提供－となっている。

CPD協議会が正式発足　建築設備士関係団体

建築設備関係4団体と建築技術教育普及センターは、継続職能開発（CPD）の効率的な推進などを目的に「建築設備士関係団体CPD協議会」を正式発足した。協議会委員長には、鎌田元康東京大学大学院教授が就任。6月にもプログラム認定委員会を設け、認定基準などをまとめた上で、9月をめどにプログラム認定の受け付けを開始する。

同協議会は、空気調和・衛生工学会、建築設備技術者協会、電気設備学会、日本設備設計事務所協会と、国土交通省の外郭団体・建築技術教育普及センターで構成。

協議会では、CPD実施体制の基本的な方向性を議論するとともに、建築設備士や建築士などに対して、広報、啓発活動を展開する。

倫理規定等を抜本改定　JIA

日本建築家協会（JIA、大宇根弘司会長）は、倫理規定、行動規範を抜本的に改定する。現行の「職能原則5項目」「倫理規定・行動規範」を、「建築家憲章」「倫理規定」「ガイドライン」に変更し、国際建築家連合（UIA）の基準に合わせる。26日の総会で正式に決める。

「建築家憲章」では、専門性、芸術性、独立性を持って、社会に貢献していく建築家像を提示。倫理規定では、UIA基準との整合を図り、社会公共や依頼者、利用者などに対する建築家の義務を示した。ガイドラインは、倫理規定の内容をより具体的な形で示すもの。この中には、建築家の適正な選び方として入札ではなく、プロポーザル・コンペ・QBS・特命などの実施を働き掛けることなどを盛り込んだ。

配管基幹技能者の活用策検討　全管連

全国管工事業協同組合連合会（全管連、金子利会長）は、15年度からスタートした配管基幹技能者認定制度の設備業界内への普及を図るため、全管連・日本空調衛生工事業協会・日本配管工事業団体連合会の3団体で組織する認定委員会が16年2月に策定した「同基幹技能者の活用策」に基づき、団体としての具体的な活用策を16年度に検討る。

16年度は認定講習の形態や会場を見直し、受講者の負を軽減することで、受講者の増加につなげる。16年度習の実施要領は6月に開く認定委員会で正式に決める、受講者数は15年度と同じ300人を目標とし、講習場は東京と大阪の2カ所に設ける予定。このほかの支から開催の希望があった場合は、17年度から実施する。

建設業の詳しい情報は…
無料体験実施中
http://www.kc-news.co.jp
業者格付・県・市町村予算・発注予定工事 等々 情報は盛りだくさん！
お問い合わせ：099-222-6123